


出願商標「」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 31（行ケ）10037・
令和 1 年 8 月 7 日（3 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

図形・文字の結合標章，他人の氏名（商標法 4 条 1 項 8 号），各地域のハローページ，「KEN KIKUCHI」（ロゴ），権利不要求

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告は，平成 29 年 5 月 23 日，以下の商標登録出願をした（商願 2017-69467 号。以下「本願商標」という。甲 20）。

商標の構成：別紙のとおり

指定商品：第 14 類「貴金属製置物，キーホルダー，身飾品（「カフスポタン」を除く。），ペンダント，バングル，指輪，ブローチ，ネックレス，チェーン（宝飾品），ブレスレット，ピアス，貴金属製のベルト飾り，カフスポタン，身飾品用留め金具，時計，宝飾品用チャーム」

第 18 類「かばん金具，がま口金，蹄鉄，かばん類，袋物，財布，カード入れ，かばん用ベルト，携帯用化粧道具入れ，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，革ひも」

第 25 類「男性用・女性用及び子供用の被服，カフス，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物」

(2) 原告は，平成 30 年 2 月 26 日付けの拒絶査定（甲 23）を受けたため，同年 6 月 1 日，拒絶査定不服審判（甲 13）を請求した。

特許庁は，上記請求を不服 2018-7529 号事件として審理し，平成 31 年 1 月 30 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし，その謄本は，同年 2 月 25 日，原告に送達された。

(3) 原告は，平成 31 年 3 月 25 日，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）のとおりである。

その要旨は，本願商標は，これに接する取引者，需要者をして，その構成中「KEN KIKUCHI」の文字部分を，「キクチ・ケン」を読みとする氏名を「名」「姓」の順にローマ字表記したものと容易に認識させるものであり，「キクチ・ケン」と読まれる「菊池 健」という氏名の者が各地域のハローページに掲載されていることから，その構成中に他人の氏名を含む商標であるといえ，かつ，上記他人の承諾を得ているとは認められないものであるから，商標法 4 条 1 項 8 号に該当し，登録することができないというものである。

3 取消事由

商標法4条1項8号該当性の判断の誤り

【判 断】

1 取消事由（商標法4条1項8号該当性の判断の誤り）について

(1) 「KENKIKUCHI」の文字部分の意味

ア 本願商標は、別紙記載のとおり、翼を広げた鷺又は鷹を黒色のシルエットで表した図形部分と、図形内に配置された「KENKIKUCHI」の文字部分とから構成された結合商標である。

「KENKIKUCHI」部分は、白抜きの大文字の欧文文字10字から構成され、各文字の書体及び大きさはほぼ同じで、ほぼ等間隔で1行にまとまりよく配列されている。そして、左端の「K」の文字の右斜め下に向かう線が、左から2文字目の「E」の下部に沿って、同3文字目の「N」の右端の線の下端にほぼ接する位置まで伸び、右端の「I」の文字の終端から左方向に伸びた線が、右から2文字目の「H」から同6文字目の「I」までの各下部（「IKUCHI」部分の下部）に沿って、同7文字目（左から4文字目）の「K」の左端の線の下端にほぼ接する位置まで伸びている。

そのため、「KENKIKUCHI」部分は、外観上、「KEN」部分と「KIKUCHI」部分に区別して認識されるものといえる。

「KEN」部分、「KIKUCHI」部分は、いずれも無理なく一連に発語することができ、前者から「ケン」、後方から「キクチ」の称呼が自然に生じる。

また、証拠（乙1～11）及び弁論の全趣旨によれば、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記することは少なくないこと、氏名をローマ字表記する場合に、「名」、「氏」の順で記載することが一般的であり、パスポートやクレジットカードのように、全ての文字を欧文文字の大文字で記載することも少なくないこと、「キクチ」を読みとする姓氏（「菊池」、「菊地」）及び「ケン」を読みとする名前（「健」、「建」、「研」、「賢」等）は、日本人にとってありふれた氏名であることが認められる。

以上によれば、本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ（氏）ケン（名）」を読みとする人の氏名として、客観的に把握されるものであるから、本願商標は人の「氏名」を含む商標であると認められる。

イ これに対し原告は、本願商標はブランド「ケンキクチ」のロゴとして一定の周知性を有しており、これに接した一般需要者は、ジュエリーデザイナーである「X」及びそのデザインに係る商品のみを想起するものであって、「KENKIKUCHI」部分を「菊地 健」等の「他人の氏名」と理解することはあり得ない旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、本願商標の外観、我が国における一般的な

氏名の表記方法等によれば、本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ（氏）ケン（名）」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであることが認められ、この氏名は、原告の氏名に限定されるものではない。仮に、本願商標がブランド「ケンキクチ」のロゴとして一定の周知性を有しているとしても、かかる事実は上記認定を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 商標法4条1項8号の「他人の氏名」

原告は、商標法4条1項8号の「他人の氏名」とは、使用する者が恣意的に選択する余地がなく、特定人を指し示す法令上の正式な氏名であって、日本人の氏名の場合、戸籍簿で確定される氏名であり、ローマ字表記は含まれない旨主張する。

しかしながら、同号は、「他人の氏名…を含む商標」と規定するものであり、当該「氏名」の表記方法に特段限定を付すものではない。また、同号の趣旨は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護することにあると解される（最高裁平成15年（行ヒ）第265号同16年6月8日第三小法廷判決・裁判集民事214号373頁、最高裁平成16年（行ヒ）第343号同17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁参照）ところ、自己の「氏名」であれば、それがローマ字表記されたものであるとしても、本人を指し示すものとして受け入れられている以上、その「氏名」を承諾なしに商標登録されることは、同人の人格的利益を害されることになると考えられる。

したがって、同号の「氏名」には、ローマ字表記された氏名も含まれると解される。

(3) 本願商標の商標法4条1項8号該当性

ア 前記(1)アのとおり、本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ（氏）ケン（名）」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであり、本願商標は人の「氏名」を含む商標であると認められる。

そして、証拠（乙12～29）によれば、「キクチ ケン」を読みとすると考えられる「菊池 健」という氏名の者が、北海道小樽市に住所を有する者として、2016年（平成28年）12月版（掲載情報は同年8月24日現在）及び2018年（平成30年）12月版（掲載情報は同年8月16日現在）の「ハローページ（小樽市版）」に掲載され（乙12、13）、同時期に発行された他の地域版の「ハローページ」（乙14～29）にも、当該地域に住所を有する者として、「キクチ ケン」を読みとすると考えられる「菊池 健」又は「菊地 健」という氏名の者が掲載されていると認められるところ、かかる事実によれば、これらの「菊池 健」及び「菊地 健」という氏名の者は、いずれも本願商標の登録出願時から現在まで現存している者であると推認できる。

加えて、弁論の全趣旨によれば、原告と上記「菊池 健」及び「菊地 健」

とは他人であると認められるから、本願商標は、その構成中に上記「他人の氏名」を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているものではない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項8号に該当する。

イ これに対し原告は、①商標法4条1項8号の趣旨が第三者の人格権の保護であるとしても、同法は、同号の「他人の氏名」の該当性を判断するに当たり、第三者の人格権のみを考慮することは予定していないというべきであり、同法の目的である産業発展の寄与ないし需要者の利益保護の観点から、登録が拒絶されることで受ける者の不利益も十分に考慮しなければならないから、同号の「氏名」に該当するか否かは、特定人の同一性を認識させるに足る表記であるか、あるいは、本願商標がブランドとして一定の周知性を有するかという観点から総合的に判断されるべきであり、同号の「他人」に当たるか否かは、その承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・希少性等を有する者かという観点から判断すべきである、②諸外国においても、「他人の氏名」であれば、その全てについて、その他人の承諾がない限り商標登録を認めないという判断はしておらず、特許庁の過去の審決例においても、自己の氏名をモチーフしたと考えられる多数の商標が登録査定を受けている旨主張する。

しかしながら、上記①の点について、商標法4条1項8号の趣旨は、前記アのとおり、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護することにある。そして、同号は、その規定上、雅号、芸名、筆名、略称については、「著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」として、著名なものを含む商標のみを不登録とする一方で、「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称」については、著名又は周知なものであることを要するとはしていない。また、同号は、人格的利益の侵害のおそれがあることそれ自体を要件として規定するものでもない。したがって、同号の趣旨やその規定ぶりからすると、同号の「他人の氏名」が、著名性・希少性を有するものに限られるとは解し難く、また、「他人の氏名」を含む商標である以上、当該商標がブランドとして一定の周知性を有するといったことは、考慮する必要がないというべきである。

次に、上記②の点については、諸外国における他人の氏名を含む商標の登録に関する法制や取扱いが、直ちに我が国における法解釈に影響を及ぼすものではないし、特許庁の過去の審決例において、自己の氏名をモチーフしたと考えられる商標が登録査定を受けているとの事実があったとしても、本件審決における本願商標の商標法4条1項8号該当性の判断が、これに左右されるものではない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) 小括

以上によれば、本願商標は商標法4条1項8号に該当するとした本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由は理由がない。

2 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

【論 評】

1. 原告（商標登録出願人）は、ジュエリーデザイナーとして著名な人物であるようであるが、本願商標における標章態様は、別紙に見られるような大きな鳥の図形を背景として、「KEN KIKUCHI」のローマ字書体を白抜き表示したロゴから成るものであり、全体として見るとかなり創作性の高い標章のように見える。

ところが、このロゴ態様の標章であっても、「KEN KIKUCHI」というローマ字の氏名を有するものであることは、需要者一般に認識できることから、商標法4条1項8号に規定する「他人の氏名」には、ローマ字表記された氏名も含まれるもの、と裁判所は解し、同号の趣旨はその他人の承諾なしには、その氏名を商標として登録することはできない、と人格的利益の保護のための立法であるとの判例を引用しているのである。

原告の出身地が何処であるかは不明であるが、判決によれば「ハローページ」の小樽市版には「キクチ ケン」と読める氏名の者が2人おり、本願商標の登録出願時から現在までに現在している者と推認できるというのである。また、この2人と原告とは他人であると認められるから、本願商標は上記の「他人の氏名」を含む商標であり、かつその他人の承諾を得ているものではないから、本願商標は法4条1項8号の規定に該当すると認定したのである。

2. さらに、判決は、法4条1項8号の趣旨は、自らの承諾なしにその氏名等を商標として使用されることはないという人格的利益を保護することにあるから、著名性や周知性を考慮する必要はないと説示しているのである。

3. ところで、本件判決の結論は現行法上問題はないところ、大正10年法施行時の最後の年の弁理士試験受験者である筆者にとって思い起こすのは、旧商標法第2条第2項が規定する「権利不要求」制度である。同条項は次のように規定する。

「商標ノ要部ト認メラルルノ虞アル部分カ分離シテハ前条第二項ニ規定スル特別顕著ノ要件ヲ具備セサル為又ハ前項第六號（慣用標章）ニ該当スル為登録ヲ受クルコトヲ得サルモノナル場合ト雖出願人カ其ノ部分自體ニ付權利ヲ要求セサル旨ヲ申出テタルトキハ其ノ商標ヲ登録ス」

そこで、立法論であるけれども、この規定は、旧法2条2項と2条1項6号に該当する商標に限定されているから、これ以外の規定である2条1項5号（現行法4条1項8号）の場合にあっても適用できるように改正すべきではないだろ

うか。即ち、本件商標の場合にあつては、「KEN KIKUCHI」というローマ字氏名については権利不要求の宣言をし、残った図形についてのみ権利を要求することができるような制度に改正することはできないだろうか。

そうすることによって、出願人が創作した図形について、自他商品の識別力を有する特別顕著性を発揮している標章として保護することができるのであり、知的財産制度の趣旨に合致するものであるといえるのである。

[牛木 理一]

(別紙)

